

代表質問から

財政

問 平成十八年度九月補正予算はどのような考え方で編成したのか。また、年間収支見通しはどうか。

答 当初予算時の年間収支見通しにおいて、百八十億円の財源不足が見込まれたことから、これまでも県税を中心とした歳入の確保と経費の節減の徹底を図ってきた。

このため、できるものから減額する一方で、県民の安全確保や保健・医療・福祉など、県民生活にとって緊急に対処すべき課題について国のモデル事業などを活用し、必要な予算を確保した。

こうした取り組みの結果、年間収支については、百八十億円の財源不足を約八十億円縮小することができ、今後、百億円程度の財源不足については、年度内に解消できるよう、県税収入を始めとする歳入の確保と経費の節減に努めていく。

成田空港

問 平行滑走路の北伸整備について、県はどのように対応してきたのか。

答 昨年八月の国の北伸指示

に先立ち、県としては、騒音地区の拡大など、地域へ及ぼす影響が大きいところから、十分なコンセンサスを獲得して欲しいと国、空港会社に申し入れた。

この考え方に基づき、周辺市町村等と連携し、地元住民説明に積極的に参加し、理解の促進に努めてきた。

本年三月二十三日には、空港周辺市町村の合併を踏まえつつ、それまでの合意内容について「平行滑走路北伸整備に係る確認書」を四者で締結した。

引き続き「騒特法の線引き」と「発着回数増加」の課題に関して、地元と協議を行ってきた結果、本年八月下旬に地元の了解が得られ、県は、九月五日に四者協議会を開催し、北伸整備後の騒音対策や地域振興等の対応課題について改めて確認書を締結した。

今後、その内容について確実に実現できるように努めていく。

問 今後の北伸整備のスケジュールはどうか。

答 空港会社による工事は、本年十月より周辺道路や航空保安施設などの先行事業に着手し、その後二〇〇八年初頭から基幹となる滑走路の延伸工事や誘導路の工事に着手する。

三番瀬

問 三番瀬の国指定特別保護地区への指定や保全条例の制定について、任期中に筋道をたてるべきと考えるがどうか。

答 三番瀬問題には、漁業補償等困難な問題が山積している。

その中で円卓会議の委員が、審議、検討しており、一刻も早く結論を出し、少しでも先へと進みたい。

国指定鳥獣保護区の特別保護地区について、環境省は、地元自治体や漁協などの利害関係人の同意が得られた場合に指定を行うこととしている。

県としては、特別保護地区の指定は国が行うため、環境省と連携しながら地元の方々との十分話し合い、幅広い関係者の総意として三番瀬の国指定鳥獣保護区の特別保護地区への指定が実現されるよう、努めていく。

また、三番瀬に関する条例については、今後、制定に向けて努力していく。

問 第二東京湾岸道路計画は三番瀬の保全と両立すると考えているのか。

答 第二東京湾岸道路について

工事は二〇〇九年十月末までに完了し、その後、航空法の手続きを経て二〇一〇年三月三十一日の供用開始を目標に工事を進めていく。

県としても、工事に諸手続など、その整備促進に積極的に協力していく。

医療

問 緩和ケア病棟を有する医療機関の現状はどうか。

答 国の「緩和ケア病棟に関する施設基準」に適合する県内の緩和ケア病棟は、現在、

県がんセンターをはじめとする五医療機関、百十三床ととなっているが、さらに平成二十年を目途として、船橋市立医療センターに二十床が整備される予定となっている。

今後も、緩和ケアの充実を図り、自宅や施設においても適切な医療や緩和ケアを受けることができる体制の整備を進めていく。

福祉

問 今議会に提案された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例案」において、理念は損なわれずに活かされているのか。

答 新たな条例案は、教育関係者や企業関係者など、多くの人々の意見を踏まえ、

①より分かりやすい内容とすること

では、三番瀬再生計画の策定後に、整合を図り、できるだけ早期に調査・検討されるよう国に働きかけている。

今後、本道路の事業主体が決定し、ルート・構造などを決める場合には、三番瀬再生計画を一つの制約条件として、検討されるものと考えている。

県いごもの国

問 県いごもの国が休園に至った経緯、原因は何か。また県いごもの国は存続するのか。

答 九月三十日に「県いごもの国」を運営していた財団法人千葉県福祉ふれあい財団が解散することに伴い終了することになった。

県としては、十月一日以降、引き続き施設を存続するために、地元市原市への移譲に向けて協議を行ったが、協議が整わなかったため、民間企業への移譲について検討を重ねてきた。

この中で、移譲先となる民間企業が事業を廃止した場合の施設撤去等敷地の現状回復について、協議に時間を要したため、十月一日から休園とせざるを得なくなった。

国等関係機関と協議を進めてきた民間移譲の公募条件については、敷地の現状回復を担保するため、

①「県いごもの国」施設を、財団所有から清算法人を通

じ県に譲渡すること

②県と民間企業との間で、当初十年間は買戻し特約付の売買契約とすること

③十年経過後も施設運営を継続する場合、民間企業に施設撤去費を預託させること等を内容とするので、ほぼ了解を得た。

このほか、公募条件には、児童厚生施設の認可を受けることを条件としているが、民間企業の応募可能な内容であり、「県いごもの国」は存続できるものと考えている。

観光

問 ちばデスティネーションキャンペーンを、今後、どのように発信していくのか。

答 このキャンペーンでは、「房総発見伝」をPRコンセプトとし、本県の魅力を、「南総里見八犬伝」にちなんで、「花・海・健・歴・祭・味・夢・美」という八つの玉になぞらえ、全国に発信していく。

県内各地では三百を超えるイベントや特別企画が予定されている。

さらにPRを図るため全国の主要駅などで、五連のポスターを掲示する他、ガイドブック八十万部を全国に配布していく。

またテレビ放映や雑誌・新聞への記事掲載を働きかけ、旅行会社には、新しい千葉の魅力を盛り込んだ旅行商品を積極的に販売してもらうようお願いしている。

雇用

問 障害者雇用拡大に向けた具体的取り組み内容はどうか。

答 現在、「ちばしごと雇用創出プラン」により、障害者の三千人雇用創出に向けて取り組んでいる。その中で「千葉障害者就業支援キャリアセンター」の充実に努め、

県内に三カ所ある「障害者就業・生活支援センター」を増やし、就業支援体制の充実を図っていく。

さらに今年度、知的障害者の雇用拡大に向けて、厚生労働省のモデル指定を受け、これまで知的障害者には困難とされている分野での「就労モデルプラン」を作成していく。

住宅

問 分譲マンションの耐震対策について国の制度が拡充されたが、県内では利用できない現状をどう認識しているのか。また、県が制度を策定し、国の補助制度を利用すべきではないか。

答 これまで、この補助制度について、市町村に対する説明会や県民を対象とした耐震相談会、技術者を対象とした耐震診断講習会などを開催し、啓発や普及に努めてきた。

さらに建築物の所有者等の耐震化に対する意識を高揚するため、本年度からは、その促進のため、民間建築物の耐震診断に補助を行っている市町村へ助成を始めている。

また、県が制度を策定し、国の補助制度を利用すべきではないか。